

事業名：深夜等訪問介護利用者負担額助成事業

介護保険課 介護給付係

政策	03 安心を感じる保健・医療・福祉の充実								
施策	05 高齢者福祉の充実								
基本事業	03 在宅福祉サービスの充実								
開始年度	平成15年度	終了年度	—	実施計画 事業認定	対象	会計区分	一般会計	補助金	

事務事業の目的と成果

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

深夜等（夜間・深夜・早朝）に巡回型訪問介護を利用する第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者（40～64歳）

手段（事務事業の内容、やり方）

介護保険料区分第1段階から第3段階の者に対し、夜間、早朝、深夜に訪問介護を利用した場合、加算分を補助し、日中と同じ自己負担で利用できるようにする。

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

施設介護から在宅介護への推進を図ることにより、要介護者が住み慣れた自宅で生活できる基盤をつくる。

指標・事業費の推移

区分		単位	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度当初
対象指標1	深夜等に訪問介護を利用する、住民税世帯非課税者（生活保護受給者を除く）	人	13	25	13	28
対象指標2						
活動指標1	助成金支給者数	人	6	5	3	6
活動指標2	利用者負担軽減額	千円	78	65	11	100
成果指標1	利用者負担額軽減利用延べ件数	件	59	36	14	50
成果指標2						
事業費(A)		千円	78	65	11	100
正職員人件費(B)		千円	241	240	234	235
総事業費(A+B)		千円	319	305	245	335

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
25年度	深夜等に訪問介護を利用した場合の加算分を助成 助成対象者：生活保護受給者を除く ・第1号被保険者（65歳以上）のうち、非課税世帯に属している者 ・第2号被保険者（40～64歳）のうち、境界層該当者（利用者負担の軽減を受けることにより生活保護を必要としない状態になる者）	深夜等訪問介護利用者への助成 100千円

事業を取り巻く環境変化	
事業開始背景	
事業を取り巻く環境変化	
介護保険制度が開始して10年を超えた。在宅生活を継続するためには、本事業を初めとする在宅サービスの充実が必須であり、深夜等の利用に際しては割り増し負担となることから、3年ごとの事業計画見直しにおいて本事業を継続している。	

平成25年度の実績による担当課の評価（平成26年度7月時点）

(1) 税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

妥当である	理由 根拠	市の介護制度を補完する形で行っている事業である。（江別市深夜等巡回型訪問介護利用者に対する利用者負担額軽減事業実施要綱）
妥当性が低い		

(2) 上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい	理由 根拠	該当者が制度を有効に利用することで、施設介護への移行に抑止がかかると共に、老老介護による共倒れが回避される。
貢献度ふつう		
貢献度小さい		
基礎的事務事業		

(3) 計画どおりに成果は上がっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？

上がっている	理由 根拠	助成対象となる利用者は減少しているが、申請割合は上がっていることから一定の成果は出ている。
どちらかといえば上がっている		
上がらない		

(4) 成果が向上する余地（可能性）がありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大	理由 根拠	ケアマネージャーとの連携により対象者の把握がおおむね適切に行われていると思われるため、対象者の大幅増は考えにくい。
成果向上余地 中		
成果向上余地 小・なし		

(5) 現状の成果を落とさずにコスト（予算+所要時間）を削減する方法はありますか？

ある	理由 根拠	介護制度で定まった報酬に基づいて扶助額を算定するため、費用の軽減は考えにくい。
なし		